

第6章 市による環境負荷低減のための率先行動

市は、市内最大の事業者であることを踏まえ、事務事業における環境負荷の低減を図るために、自ら率先して環境保全に取り組みます。

「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン（第3次）」に基づき、自治体として率先して環境配慮全般に取り組むとともに、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減のため、市施設での省エネルギー化及び再生可能エネルギー等の導入を進めます。

また、職員一人ひとりの環境配慮行動を定着させ、市内事業者の模範となるよう推進していきます。

1. 概要

(1) 環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン（第3次）

ア. 目的

エコアクションプランは、施策から職員の行動に至るまで、あらゆるレベルで環境に配慮した取組を徹底することにより、市域全体の環境保全を推進することを目指しています。

23年12月に策定した「第2次エコアクションプラン」の実績を踏まえ、取組を継続するとともに、施設・設備等の対策や日常の事務活動における環境配慮を推進していく内容となっています。

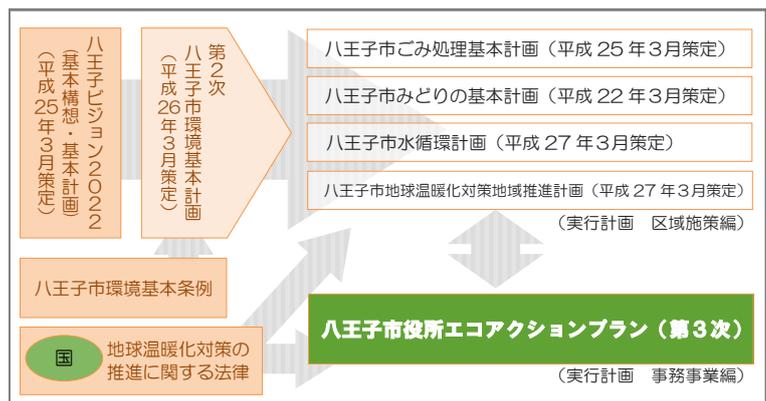
イ. 期間

プランの期間は28年度から32年度までの5年間です。

ウ. 位置づけ

自治体として率先して環境配慮全般に取り組むための「環境配慮率先行動計画」及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく

「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置付け、市の庁舎、保育園、小学校、中学校、清掃工場及び下水処理場を含めた市の施設、また指定管理施設も取組の対象としています。



エ. 目標

これまでの取組による実績や、27年7月17日に国の地球温暖化対策推進本部で決定した「日本の約束草案」における目標値と整合を図るとともに、地域全体の環境保全の責任者として率先して環境配慮に取り組むため、32年度に市の事務事業に関わる温室効果ガスの排出量（CO₂換算）を67,266tとすることを目標としています。

(2) グリーン調達

17年4月に策定した「八王子市グリーン調達方針」では、基本原則の中で第一に「購入の必要性の検討」を掲げています。事前に物品の購入の必要性を十分に検討することで、無駄な購入をなくすことが、限りある資源・エネルギーの消費の抑制につながる最も重要なことだからです。

市では、取組の推進を図ることから「グリーン購入法」及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき設定された特定調達品目すべてを、八王子市グリーン調達重点品目とし、調達目標100%を目指し取り組みました。

(3) 電力の調達に係る環境配慮実施方針

24年2月に定めた環境に配慮した契約を締結するための方針「八王子市電力の調達に係る環境配慮実施方針」に基づき、28年度は市内小中学校、市民センター、戸吹清掃工場及び戸吹不燃物処理センター等の計155施設において特定規模電気事業者（PPS）から競争入札により電力を調達しました。

(4) 八王子市環境マネジメントシステム（LAS-E）への取組

市では、18年度から自治体向け環境マネジメントシステム「環境自治体スタンダード（LAS-E：Local Authority's Standard in Environmentの略称）」を導入しています。

LAS-Eとは、事業活動における環境に配慮した取組目標を設定・実行し、その状況について点検（監査）・検証・改善という、一連の流れを継続的に行うものです。また、目標の設定や点検（監査）に、市民参加が必須であることが特徴です。

27年度にLAS-E最高位である第3ステージ第3ステップに合格し、28年度はLAS-Eの取組最終年度とし、第1・第2・第3ステージの取組を継続しました。

取組状況の確認は、事前書面調査の結果をもとに監査対象を抽出し、市施設、環境推進本部員、市民・事業者等の組織、事務局（環境政策課）に対し、29年1月に市民や専門家からなる監査員が聞き取りや現場確認による監査を行いました。また、第3ステージは市民・事業者と行政が協働し取組を推進するステージです。事業者等への環境配慮行動についてのインタビューを通じ、協働について認識が深まり、判定委員会でも高い評価を受けました。

監査の結果、第1・第2・第3ステージの取組項目の実施率はほぼ100%となりました。また、個別評価を27年度の結果と比較すると、「大変良い」と評価された割合は36.6%から20.8%に減少し、「勧告」と評価された割合は昨年同様1.0%となりました。

29年度は、市独自の「八王子市役所環境マネジメントシステム」をスタートさせ、市役所一丸となって取組を行っていきます。



オープニングセレモニー



LAS-E 監査

2. 取組実績

(1) エコアクションプラン推進のしくみ

エコアクションプランを効果的に推進するため、庁内環境調整委員会（環境推進本部会議）を中心に、進行管理等全庁的な視点での総括管理を行います。そして各職場に環境推進責任者及び環境推進員を設置することにより、課内での取組の推進を図ります。

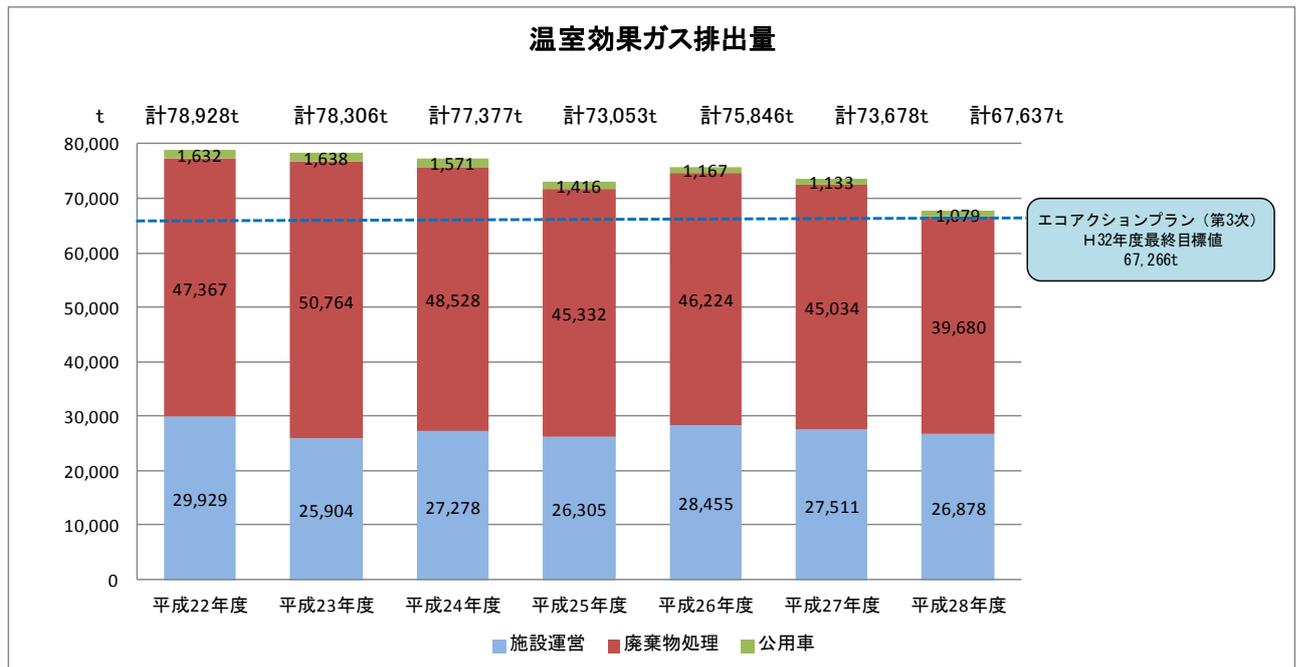
目標の達成に向け、L A S - E を用いて、毎年度の数値目標及び取組の設定を行い、その取組や目標の達成状況を点検するために監査を行います。監査結果を検証し、取組の改善を図ることにより、継続的に取組を改善し、環境配慮行動を推進します。

取組の徹底を図るため、環境推進責任者を対象とした研修や、全職員を対象としたeラーニング研修を実施しました。このほか、職員ハンドブックの配布及びデータ公開、省エネチャレンジへの参加などにより職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的な環境配慮の取組を推進しました。

(2) 主な取組

ア. 温室効果ガスの排出量の削減

20年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」により、対象となる施設を、外部委託施設を含む全施設に拡大し、エネルギーや燃料の使用量等から毎年度の温室効果ガス排出量（CO₂換算）を把握しています。



※電気使用の排出量算出に使用する排出係数は、21年度排出係数に固定

28年度は、27年度に比べ、「施設運営にかかるエネルギー使用量」、「廃棄物処理」、「公用車から排出する温室効果ガスの排出量」のそれぞれでは減少し、22年度比14.3%の減少となりましたが、第3次エコアクションプランの目標達成には至りませんでした。エネルギー使用について各施設で見直しを行い、引き続き省エネルギーの促進等を進め、29年度の温室効果ガス排出量の目標達成を目指します。

イ. 電気使用量の削減

エコアクションプランの目標達成に向け、全体目標に併せて各施設で電力使用量削減目標及び施設管理外部部門においては、節電のための取組の実施率を目標として設定し、全庁的に節電に取り組みました。

電力の最大需要期である夏季に、冷房中の室温28℃設定の徹底、夏季の軽装（エコさわやかスタイル）での執務の促進、本庁舎における午後6時の一斉消灯のほか、ノー残業月間を8月の1か月間実施する等省エネルギー対策に取り組むとともに、家庭でも省エネチャレンジ2016に取り組みました。

また、市民向けには「はちおうじまちなか避暑地」を公共施設61施設、民間施設30施設で開設し、夏季における快適な生活を支援するとともに、家庭のエアコンを切って、集まっていただくことで各家庭の節電にもつなげました。

28年度の電気使用量は、清掃工場におけるごみ焼却による売電分を削減効果から差し引いた形で算出しており、22年度比27.6%減少しました。

引き続き、市民サービスを維持しつつ、節電に取り組むほか、空調設備改修などによる省エネルギー化、ノー残業デーの徹底等により電気使用量の削減を進めます。

ウ. 自動車利用によるCO₂換算排出量の削減

エコドライブの普及啓発や清掃車の効率的な収集コースの設定、公用車の有効利用等を進めたことにより、28年度は、22年度比33.9%減少しました。

引き続き、エコドライブのさらなる普及拡大に努めるとともに、近距離の自転車利用の促進を図るなど、CO₂換算排出量の削減に努めます。

エ. コピー用紙の使用量削減

中核市移行や制度変更に伴う事務量の増加により使用量が大幅増加した26年度に比べると減少しましたが、市制100周年記念事業などの一時的事業により増加した施設もあり、28年度は、22年度比5.0%の増加となりました。

引き続き、職員全員が意識を持って取り組めるようにL A S - Eハンドブック・eラーニング研修などを利用し意識啓発を図るとともに、情報共有等を行い、削減を図っていきます。

オ. ごみ減量・資源化の取組

28年度の本庁舎の可燃ごみの排出量は、22年度比で15.7%減少しました。

すべての職場でごみの分別を徹底するようにeラーニング研修等を通じて職員の意識を高め、資源の有効活用・再利用、ごみの発生抑制に努めていきます。



節電ポスター



まちなか避暑地ポスター